

## 委託仕様書

1. 件名 文化財資料燻蒸業務委託
2. 業務の目的 古文書資料等の殺虫・殺卵・殺カビを目的とする。
3. 履行期間 契約確定日～3月27日（金）
4. 実施場所 受注者の用意する燻蒸庫または燻蒸庫と同等の気密設備
5. 燻蒸方法 ガス燻蒸剤による燻蒸庫燻蒸または被覆および包み込み燻蒸
6. 燻蒸資料 発注者が所蔵する文化財資料（文書、衣類、人形など）、[別紙1] 参照
7. 容 量 文書保存箱換算（幅38.5cm×奥行52cm×高さ26cm）120箱相当  
\*10㎡程度 （30箱×4段=2.75m×3.3m×1.04m=9.438㎡）
8. 実施要領
  - (1) 運搬（搬出及び納品）
    - 燻蒸作業前、発注者指定場所から燻蒸資料を搬出し、受注者の作業場所に運搬する。
    - 燻蒸作業後、受注者の作業場所から運搬し、発注者指定場所に納品する。
    - 搬出指定場所は、大和市文化財保管施設（大和市鶴間1-19-8）とする。
    - 納入指定場所は、大和市文化財保管施設（大和市鶴間1-19-8）および大和市つる舞の里歴史資料館（大和市つきみ野7-3-2）の2箇所とする。
    - 運搬時（搬出及び納品作業時を含む）には、資料や文書保存箱等の破損等が起こらないよう十分配慮して作業を行うこと。
  - (2) 燻蒸
    - 資料が入っている段ボール箱等収納容器においては、燻蒸の効果が十分に得られるように開梱・開放すること。
    - 「[別紙2] 燻蒸業務のための要件」に基づいた燻蒸を行うこと。
    - 公益財団法人文化財虫菌害研究所の認定薬剤「アルプ（アルアルアルプ含む）」または「エキビュームS」を使用すること。
  - (3) その他
    - 燻蒸の方法、資料の取扱い等燻蒸を実施する全工程において、本仕様に定められていない事項、状況が発生した場合、また、疑義が生じた場合には、受注者は資料の安全性を最優先として行動し、速やかに発注者への連絡を行い、発注者の指示を仰ぐこと。
    - 資料の盗難対策には十分配慮し、資料の盗難と安全対策に努めること。
    - 本業務委託契約中において、燻蒸対象資料に破損・汚損・盗難等の事故が生じた場合、その損害について受託者は賠償責任を負うものとする。ただし、資料の引き渡し前、引取り後の事故に関してはこの限りではない。

## 9. その他

○本仕様書に記載されていない事項については、双方協議のうえ定めるものとする。

## 10. 業務実施時の留意事項

○運搬及び設置作業にあたっては、歩行者等周辺の安全を確保して行うこと。

作業中に事故が発生した場合の責任は受注者が負うものとし、発注者へ速やかに報告すること。

○市への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。

○市へ搬入する製品の梱包材等は簡易にするとともに、持ち帰ること。

○業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底すること。

○業務を実施するにあたっては、大和市役所環境マネジメントシステムの「環境方針」、「大和市路上喫煙の防止に関する条例」、「大和市ポイ捨て等の防止に関する条例」、「大和市暴力団排除条例」の趣旨を理解し遂行すること。

○その他配慮事項がある場合には、その都度対応すること。

## 別紙1

	品目	形態	数	単位		文書箱換算箱数
1	太田隆久家雛人形	みかん箱	3	箱	→	2
2	一ノ関下講中念仏道具	木箱	1	箱	→	2
3	古谷田家文書	袋	1	袋	→	0.5
4	大久保家返却資料	KITBOX 大	1	箱	→	0.25
5	産婆道具	文書箱	1	箱	→	1
6	小川一郎家文書	文書箱	10	箱	→	10
7	青木利光家文書	文書箱	4	箱	→	4
8	土屋佐一家文書	文書箱	1	箱	→	1
9	雛人形(つる舞)	ダンボール	4	箱	→	4
10	五月人形(つる舞)	ダンボール	3	箱	→	3
11	田中清隆氏 大和二四景	文書箱	2	箱	→	2
12	オリンピック関連資料	スーツケース	2	個	→	6
13	展示ベース	1200×500mm	6	枚	→	3
14	黎明ほか文書	ダンボール	3	箱	→	1
15	小川一三家結納品	箱	3	箱	→	2
16	白井家婚礼衣装	文書箱	1	箱	→	1
17	古木家文書	ダンボール	13	箱	→	13
18	太田家着物(再燻蒸)	文書箱	4	箱	→	4
19	小倉家着物	文書箱	7	箱	→	7
20	雛人形(保管倉庫)	ダンボール	9	箱	→	6
21	戦争資料				→	6
22	市史部屋(奥)寄贈図書	カラーボックス	2	本分	→	6
23	市史部屋 製本図書 カビ	スチール棚	2	本分	→	35
総数						119.75

## 別紙 2

### 燻蒸業務のための要件

#### (1) 燻蒸処理の方法

##### 1. 使用薬剤

公益財団法人文化財虫菌害研究所の認定薬剤を使用すること。

##### 2. 処理法の仕様

処理方法は公益財団法人文化財虫菌害研究所の「文化財の殺虫・殺菌処理標準仕様書 2012 年版 (抜粋)」(以下「文虫研仕様書」という。)に従うこと。(公益財団法人文化財虫菌害研究所のホームページ (<http://www.bunchuken.or.jp/public/73.html/>) に掲載されている「文化財の殺虫・殺菌処理標準仕様書 2012 年版 (抜粋)」を参照のこと。)

##### 3. 使用薬量

「文虫研仕様書」に定める標準薬量値および投薬量の目安に従って投薬し、空間ガス濃度が「文虫研仕様書」に定める有効な値を保つよう、ガス濃度を測定して必要な追加投薬を行うこと。

##### 4. 投薬方法

薬剤に応じた気化器を用いて投薬すること。

##### 5. 薬害の防止

薬害の恐れのある資料等については処理空間外に移動するか、ガスが直接接触しないようにガスを透過しないフィルムで厳重に包む等の保護処置をとること。

##### 6. 処理時間

「文虫研仕様書」に従い、処理する空間のガス濃度が有効ガス濃度になった時から 48 時間とする。処理中は第三者が立ち入ることのないよう、周囲に立入禁止措置を講ずること。

##### 7. 処理時の温度

処理中の温度は「文虫研仕様書」に従い、使用薬剤および燻蒸時間に適した温度を維持すること。

##### 8. 処理空間の相対湿度測定

処理開始前に処理する空間の相対湿度を測定して記録すること。

##### 9. ガス濃度の測定

空間ガス濃度が均一化するまでは投薬後 10 から 15 分ごとに行い、その後は「文虫研仕様書」に定める有効なガス濃度を保っているか確認するために測定、記録すること。

##### 10. 排気

処理終了後は、薬剤に適応した吸着装置を使用するなどして残留ガスの排気に努め、室内の各所で「文虫研仕様書」に定める許容濃度以下であることをガス検知器等で確認してから作業を終了すること。また新鮮な空気の屋内への導入は、防虫・防塵フィルターを通して行うこと。

##### 11. 作業員

処理作業は 2 名以上で行い、少なくとも 1 名は文化財虫菌害防除作業主任者の資格を持つ者とし、少なくとも 1 名は危険物取扱者乙 4 種の資格を持つ者とし、また少なくとも 1 名は労働安全衛生法に定める特定化学物質等作業主任者の資格を持つ者とする(兼務は可とする)。

## 12. 処理効果の判定

公益財団法人文化財虫菌害研究所の殺虫および殺菌効果判定用テストサンプルを、処理空間内の上・中・下の高さの位置に最低 3 カ所配置すること。設置場所は投薬前に発注者が確認し、設置場所の変更を指示することがある。作業終了後は直ちにテストサンプルについて、同研究所へ効果判定を依頼すること。

### (2) 作業計画書の内容

受注者は燻蒸作業を開始する 7 日前までに下記にあげる項目を含む作業計画書を市担当者に提出して承認を受けること。

1. 作業工程表
2. 作業員名簿（「文化財虫菌害防除作業主任者」等の資格保持者を明記すること）
3. 資格証等の写し
4. 損害保険証の写し
5. 処理法の種別
6. 投薬方法
7. 排気方法
8. 緊急連絡体制表

### (3) 作業完了報告書の内容

受注者は作業終了後すみやかに、下記にあげる項目を含む作業報告書を発注者に提出すること。

1. 発注者名と所在地
2. 受注者名と所在地
3. 処理対象物の名称と所在地および処理の目的
4. 処理場所の見取り図
5. 処理作業の年月日
6. 作業員名簿（「文化財虫菌害防除作業主任者」等の資格保持者を明記すること）
7. 処理法の種別（被覆処理・包み込み処理・燻蒸庫（気密庫）処理）
8. 使用薬剤
9. 使用薬量(総薬量と 1 m<sup>3</sup>あたりの薬量 g/m<sup>3</sup>)
10. 投薬方法（追加投薬も含む）
11. 処理時間
12. 処理空間ガス濃度の経時変化表
13. 気象の変化、処理中の温度変化、処理開始前の相対湿度等の記録
14. 作業中および排気後の環境中ガス濃度表（測定場所の図面を添付すること）

### (3) その他

公益財団法人文化財虫菌害研究所の効果判定書については、契約期間終了後にすみやかに受注者に提出すること。